

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表について

令和5年度室戸市立市民館管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により公表します。

令和5年4月3日

室戸市長 植田 壯一郎

記

(1) 契約名	令和5年度 室戸市立市民館管理委託業務
(2) 契約締結日	令和5年4月1日
(3) 契約者氏名（名称） 所在地	公益社団法人 室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4) 契約金額	491,280円以内
(5) 契約を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。
(6) 契約担当部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 人権啓発課 TEL 0887-22-5115